

西日本入会林野研究会 会 報

(第 11 号)

『入会林野整備後の経営問題』

(第 11 回シンポジウム)

〈報 告 要 旨〉

唐津市の入会整備と生産森林組合の問題点 浜 田 康 裕 (1)

鹿児島県における生産森林組合の現状と問題点 永 尾 仁 志 (3)

入会林野整備計画の認可に瑕疵ある場合の取扱いについて

— 整備計画認可後、登記の嘱託が
受理されなかった事例から — 広 井 瞳 生 (5)

部落有林野をめぐる訴訟

— 入会権の主張のない裁判を中心として — 江 渕 武 彦 (8)

〈シンポジウム〉

I 生産森林組合の現状と課題 (11)

II 入会地および整備に関する法律問題 (19)

〈大会記事・総会報告〉

1986. 8

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会 会 報

(第11号)

『入会林野整備後の経営問題』

(第11回シンポジウム)

〈報告要旨〉

唐津市の入会整備と生産森林組合の問題点 浜田康裕 (1)

鹿児島県における生産森林組合の現状と問題点 永尾仁志 (3)

入会林野整備計画の認可に瑕疵ある場合の取扱いについて

一 整備計画認可後、登記の嘱託が
受理されなかった事例から一 広井睦生 (5)

部落有林野をめぐる訴訟

一 入会権の主張のない裁判を中心として一 江淵武彦 (8)

〈シンポジウム〉

I 生産森林組合の現状と課題 (11)

II 入会地および整備に関する法律問題 (19)

〈大会記事・総会報告〉

1986.8

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員） 本会の役員として運営委員若干名及び監事 2 名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中 1 名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度） 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和 50 年 10 月 7 日

改正 昭和 59 年 9 月 26 日

唐津市の入会整備と生産森林組合の問題点

唐津市農林課 浜 田 康 裕

る運営が変わりつつある。このような状況下において、入会地の管理もこれを見直す必要がある。

本来、入会整備は、山林の有効利用、地区の共同意識の高揚を目的としているはずなのに、現在のように木材価格が低迷を続ける状況下において、入会整備の目的をとりちがえる傾向もある。入会整備においては、その地区に適し、先を見越した計画が必要だが、これには住民の熱意が必要不可欠であり、その取組み方や役員の構成も重要な要素である。

1. 唐津市の概要

唐津市は、佐賀県の北部に位置し、北は玄界灘に面して松浦川を中心には平坦地が広がり、南西部一帯には丘陵性高地が連なっている。白砂青松の海岸は、絶好の海水浴場としてにぎわい、比類ない規模をもつ「虹の松原」とその背後の「鏡山」は、玄海国定公園の重要な位置を占めている。

森林面積は 5,080 ha、人工林率は 42 % となっているが、保育の必要な樹令の低い森林が多く、林家の山林所有面積は小規模である。

2. 入会整備の状況

唐津市における入会林野面積は 776 ha で、全山林面積の 15 % を占める。その有効利用は、市の林業振興政策上の重要課題となっている。唐津市は、昭和 50 年度より入会林野等高度利用促進対策事業を、昭和 54 年度より入会特対事業を実施しており、また、昭和 57 年度からは、林産集落振興対策事業を 4 地区に導入している。しかし、まだ未整備地区も多く、共有林として管理している地区や、すでに自力で個人分割したが登記をすませていない地区もみられる。また、町村合併の時点での問題が未解決の地区もあり、今後、国土調査等でこの問題が表面化することが懸念されている。とくに、代表者名義の入会地につき、将来、共同作業が行なわれなくなったり、名義人が死亡して実情を知らない子孫が相続した場合、入会地が名義人の個人資産として扱われるのではないか、と心配する向きもある。また、多くの地区において、入会権者ではない外来者が増加しているため、各地区における

入会林野整備組合の役員は、その地区の行政的な役員を兼ねている場合が多い。これは、整備上、都合のよい面もあるが、役員が時間に追われて整備組合の業務に専念できない等の問題がある。その他、「山は金にならない」と考える人が多かったり、入会地が個人財産でないところから関心のない人が多かったりして、役員とそうでない人の考え方には差がでてくることも少なくない。入会整備にあたっては、山林の将来の在り方、経済的な価値、あるいは山林の管理について十分に検討を行ない、見通しを立てた上で地区の意思を統一することが重要となる。整備そのものの必要性は住民の間である程度理解されていても、全員の意思統一ができる不容易なため、整備が順調に進まないという例もみられる。

唐津市においては、林業で生計を立てている人はいない。そのため、入会権者にとってみれば、入会地が生活のために不可欠だという事情はすぐではなく、入会整備も、何かの機会がなけ

れば取組むことにはならないのである。

3. 生産森林組合をとりまく状況

唐津市における生産森林組合もかなり運営がむずかしくなっている。当市においては、林業が主な産業ではなく、また、専業農家たる組合員も、ハウス栽培等の農作業により、山林経営に関する時間的余裕は十分ではない。組合の山林についても、樹令が低く、今のところ収入につながらないので、組合員の熱意がうすいというのが現状である。また、林道や作業道の整備も十分でないため、作業の合理化が図られていない。このような状況では、優良材の生産はむずかしいといわなければならぬ。

森林を守り、その経済的な価値を向上させるためには、それ相応の投資が必要であり、組合員は、それを4~50年先に回収できるかどうか、確信をもてずにいる。

4. 生産森林組合の運営

① 収入について

生産森林組合所有の山林は、人工林率は高いものの、前述のように樹令が低いために、組合に収入がない。そのため、組合運営費の資金源がない。組合にとって、支出だけが続く苦しい期間をいかにのりこえるかが、今後の最大の問題である。

② 税務対策について

収入のない生産森林組合にとって、法人税は、固定資産税とともに、頭の痛い問題である。そのため、昨年、生産森林組合より市に対して、法人住民税の減免措置の陳情が行なわれている。たしかに、法人住民税は、生産森林組合だけが対象となっているわけではないので、これだけを減免の対象とすることはできないかも知れないが、何らかの救済措置が望まれるところである。

③ 活動について

最近は、生産森林組合所有の山林について、

公團造林あるいは県行造林が行なわれている。また、自力で造林している組合にあっても、組合員だけで維持管理することがむずかしく、森林組合等に作業を委託している地区もあり、また枝打等、熟練技術が必要な作業につき、おろそかになっている地区もでている。これは、やはり共有地時代の体質から抜けきれていないためのようにも思われる。今後は、それらの技術を熟練した作業班の育成が必要であろう。

④ 組合員および役員について

生産森林組合の經理、運営等について、その内容をつかんでいない組合員も多い。しかし、山林からの収入が見込まれるなら、これらも徐々に変わってゆくであろう。

組合の役員は、その地区の役員を兼務しているという例がほとんどだが、長くても2年程度で役員が交替することが多い。そのため、組合の經理等について熟達する余裕がなく、組合自体の活動に支障をきたすことがある。役員を専従させ、質を向上させる必要があろう。または、經理を外部に委託することも考えるべきではないか。

⑤ 借入金について

現在のところ、どの生産森林組合もあまり収入がない。したがって、他から運営費を借り入れる必要があるが、地区会計からこれを借り入れているのが現状だ。そのため、組合自体、会計上、地区から独立できていない傾向がある。また、借入金は、その前年だけしか欠損金として処理できないが、将来組合に収入があった場合、これをどうやって埋めるか問題である。毎年、赤字がかさむというのは、組合の本来のあるべき姿ではないだろう。これを組合員から負担金あるいは賦課金として徴する方法はないだろうか。

鹿児島県における生産森林組合の現状と問題点

鹿児島県林業振興課 永尾仁志

表2. 組合員数別組合数

区分	49人以下	50~99	100~199	200~299	300~399	400~以上	計
50ha未満	6	9	8		1		24
50以上100未満	4	2	6	1	1	2	16
100~200	3		5	4	3	1	16
200~300			1	1			2
300ha以上		1					1
計	13	12	20	6	5	3	59

鹿児島県における生産森林組合の現状と經營上の諸問題について述べることとする。

1. 現状について(表1)

生産森林組合は年々増加しており、ここ10年で約2倍になっている。昭和49年度に解散した組合が1件あるが、これは、經營森林を全てゴルフ場用地として売却し、解散したものである。

現在、鹿児島県内には62組合が設立されているが、うち3組合を除き入会林野整備によって設立されたものである。

設立の認可にあたっては、関係者に組合設立後の經營面の計画等を詳しく聞いてから認可するようしている。しかしながら、実際の設立当初から資金面等でかなり苦しい經營を余儀なくされる組合もある。

表1. 生産森林組合数の推移

年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
設立組合数	8	2	6	1	3	3	3	6	3	7	2	1
解散組合数	1											
年度末組合数	25	27	33	34	37	40	43	49	52	59	61	62

2. 組合の經營状況(表2)

生産森林組合の一斉調査結果から表にしたものであるが、全般的に經營森林面積は狭く、組合員数は多いという状況で、1組合員あたりの經營面積は約0.6ヘクタールと狭少である。

經營森林の状態は未だ殆んど保育の段階で、収入源として見込めない状況である。今後もしばらくは經營森林に対して費用、労働などの面

でかなりの負担がかかってくることは必至であり、この点が一番の問題点となっている。

そこで、森林を經營していくうえで、分収造林に出すという方法がとられている。

鹿児島県では經營森林面積の約30パーセントの分収造林契約がなされている。この分収林に出すという安い経営形態は、今後増えていくのではないかと考えられる。

また、このような傾向は生産森林組合を設立して共同で山林經營を行うという生産森林組合制度の趣旨及び常時從事義務に反する事態を招くことになるのではないかと危惧している。

年度別事業状況等についてみると(表3)、保育面積、売上高などは年々増えてはいるが、一番右の欄の主伐は一般用材として伐期に達し

表3. 年度別事業状況等

年度	組合数	組合員数	経営森林面積	事業活動			間伐実行		主伐実行	
				植栽	保育	売上高	組合	面積	組合	面積
55	40	人 5,385	ha 4,121	ha 63	ha 269	千円 6,930	8	ha 30		ha
56	44	人 6,337	ha 3,929	31	464	10,528	12	40	2	89
57	50	人 7,354	ha 4,484	43	599	11,327	20	58	5	311
58	54	人 7,774	ha 4,771	26	715	14,543	14	48	7	382
59	59	人 8,431	ha 5,013	40	673	14,462	7	15	15	871

た木材を伐採したものではなく、広葉樹など雑木林をパルプ材等として売却したものである。

3. 資金面について

事業収益がほとんど期待できない中で税金等事務諸経費をどう捻出するかという問題を抱えている。

資金調達では先ず、殆どの組合が集落単位で設立しているため、組合員と地区住民の構成が一緒であることから集落の会計から借入金をするという方法がある。この場合、帳簿書類等及び会計は区別して処理するように指導している。二番目に、組合員個人からの借入金で賄う方法。三番目に現金出資をしてもらう方法。四番目に遊休の土地を貸し付ける方法があげられる。

しかし、いずれにしても経常的に事業収益が出てこないと問題の解決にはならない。

4. 労働力について

組合員の老齢化による労働力の低下や、山林に対する経営意欲の減退から、労働力の確保が困難になっている。このことも分収林契約に拍車をかけている。

さらに何十年か後に山林が伐期にはいり、用材による収入が得られる状態になった時に、老齢のため山林経営に参加していない場合、法的に従事割配当を得られないという事態がでてくる。また、分収林から得られる分収金が、林業経営から得た収入、すなわち事業収益にあたる

か否かが問題となってくるであろう。

5. 指導上の問題点

生産森林組合で専従の職員をもっているところはなく、理事者等が経理を行っており、経理担当者は、集落の経理も兼ねているが、簿記、会計に精通している人は僅かである。そこで、鹿児島県では年に一度役職員研修を行い、そこで会計処理を中心に研修を実施しているが、組合自体の年間の事務処理件数そのものが少ないため、なかなか成果があがってこない。各組合からの照会に対しては、その時その時に直接、或いは電話等で指導しているが、全体の組合に対して「とにかく最低、金銭出納簿と業務日誌の記帳を行うよう」指導している。

最近、組合の経営状態が思わしくなく、重税感のみがあり、生産森林組合を設立した目標を失ない解散を申出る組合がある。これらの組合については、一応解散の手続的なことは説明するが、意欲的な組合活動を願っている次第である。

6. 結び

以上掲げたように、①当座の収入源がない、②組合員の老齢化による労働力の確保が困難である、③林業界の不況の中での生産意欲の減退等様々な問題があるが、まずは以上のことをどう解決していくのか大きな課題である。解散を考える組合があることから、現在の生産森林組合が大変苦しい立場にあるのは事実である。し

かし、このような経営環境のきびしい中で真剣に組合経営について考え、長期計画を樹立し、積極的な姿勢をみせている組合もあるので、そ

のような組合を範として全体の活性化を図っていくこととしている。

入会林野整備計画の認可に瑕疵ある場合の取扱いについて

一 整備計画認可後、登記の嘱託が受理されなかった事例から

岡山県農林部林政課 広井睦生

1. はじめに

入会林野整備計画を認可することは、入会権を消滅させて、所有権等の近代的な権利を設定することである。これは、単に入会権及び関係権利者の間に成立した合意による私法上の契約について、意見の合致があったことを確認するに留まるのではなく、積極的にその契約の効果を実現させ、新たな権利関係を形成させるという重要な意味をもつ。

認可という行政処分を行なう前に、審査、適否決定、30日以上の公示期間及びその後の30日以上の異議申し出期間等の手続を要することとされているのは、この認可という行政処分を不動のものとするための、万全の備えである。したがって、整備計画書の審査にあたっては、審査に必要な書類は、すべて添付書類として提出が義務づけられている。また、必要があれば、現地調査を行なうとか、有識者の意見を求めるにより、完璧を期することとされている。

ところが、現実には、認可後、審査もれ等が明らかになることもないわけではない。ここで取上げる事例は、こうしたケースの一つであり、本来、行政サイドにおいて秘かに処理すべきも

のかもしれない。しかし、これらの問題につきより良い解決策を見出すため、行政責任を問われぬという本研究会において、あえて提出した次第である。

本論に入る前に、まず、岡山県の入会林野整備状況を簡単に紹介し、次いで、本論として生じたM郡O町の事例をみるとこととしたい。

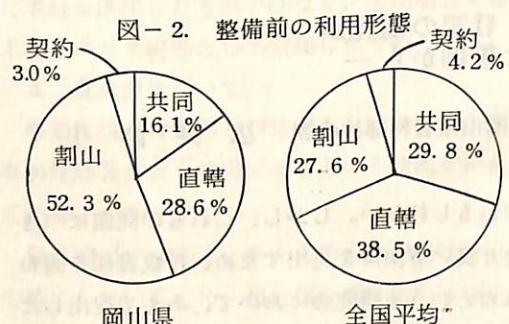
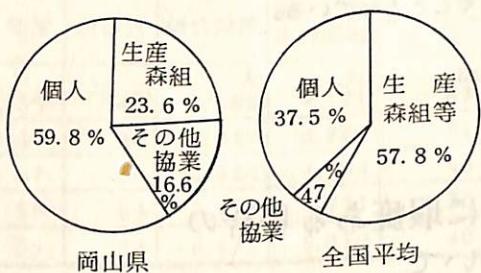
2. 岡山県の整備状況

岡山県の入会林野面積は、昭和50年センサスによれば約28,000ha、同55年の県独自の調査によれば約27,000haとなっている。これは、民有林面積(約45万ha)の約6%にあたる。

整備面積は、昭和59年度末で200件、約6,495haとなっているが、昭和40年代の整備がもっとも多い。

岡山県における整備の特徴は、整備後、山林が個人分割された例が多いことである(図1参照)。これは、整備前に、すでに割山利用が行なわれていた地区が多いためであり、その他、共同利用及び直轄利用を行なっていた地区は、生産森林組合等による協業形態をとっている。図2の通り、整備前の経営形態として、全国平均は共同及び直轄利用が多いのに対し、岡山県

図-1. 整備後の利用形態



ではむしろ個人分割利用が多くなっている。

3. M郡O町の入会林野整備状況

O町は、県北部M郡の南端に位置し、周囲を山に囲まれた、総面積 14,760 ha、人口 17,000 人あまりの農山村である。森林面積は 10,975 ha で、町面積の 75% を占める。このうち、民有林面積は 10,920 ha であるが、人工造林率は 51% となっており、比較的造林の進んだ地域であるといえる。

O町の入会林野整備進捗率は県内最高であり、

今まで、44 件、約 1,125 ha を整備している。整備後の経営形態は、表 1 の通り、個人分割利用が最も多く、次いで、記名共有のままの共同利用、生産森林組合の順となっている。整備着手についてみると、認可件数 44 件中、41 件が第一次林業構造改善事業により着手したものである。

表-1. O町の入会林野整備実績

件数	面積 ha	同左内訳		
		個人分割	共同利用	生産森組
44	1,125	878	134	113

このように、O町の入会整備は、岡山県での整備事業を集約したような形となっている。

次に紹介する km、si、ks の 3 地区も、整備前に分割利用されていた山林につき、整備後個人分割するという、O町での整備例の典型である。

4. M郡O町における 3 地区の整備

概要と問題点およびその対策

前記 3 地区では、いずれも昭和 45 年に、当時の第一次林業構造改善事業により、整備に着手された。各地区の山林の概要は表 2 の通りである。

3 地区に共通していえることは、いずれもかって山林が登記上町有地であったこと、割山利用が行なわれていたこと、および、整備後は山

表-2. O町 3 地区の概況

地区名	面積	地目	名義	筆数	権利者数	整備前の利用形態	許可年月日	整備後の利用形態	利用目的
km	(8)ha 12	山林	町	(5)筆 72	14	分轄利用	55.11.27	個人分割	林木育成
si	(17) 22	山林 保安林	町	(8) 35	25	分轄利用	55.11.27	個人分割 4 ha 共同利用 18 ha	林木育成
ks	(10) 11	山林	町	(10) 18	5	分轄利用	55.11.27	個人分割	林木育成

※ 「面積」中 () 内は台帳面積、また「筆数」中 () 内は整備前のもの。

林が町名義であったことなどから、関係者の合意は比較的簡単に得られたようである。ただ、地籍更正のための周囲測量と分筆のための分割測量が必要だったため、図面の作成にやや手間取っている。実際には、十分な測量が行なわれていないため、問題を生じることになった。これを 3 地区総合して整理すると、次の通りである。

- ① 入会地内の 2 筆の土地が、他の筆と重複したように測量された。
- ② 土地の境界線上にある赤線道が除外されていなかった。
- ③ 入会地内に、入会地でない土地があるにもかかわらず、これらが一括して測量された。
- ④ その他、各筆の位置が正確に測量されなかつた。

このように、添付図面に測量ミスがあったため、知事による認可があつたにもかかわらず、登記所で受理されず嘱託登記未了となつてある。もともと、調査測量を行なう場合、切絵図を参考にし、分筆の必要がある時は事前に登記所と打合せをして、仮地番を決める等の基本的な手続きを踏んでおけば、問題は生じないはずである。ところが、測量時にこのような手続きを怠つたため、誤った図面ができ、そのまま認可申請に至ってしまったのである。また、提出された整備計画書に対し、形式審査のみで現地調査などの実質的審査が十分に行なわれなかつたところに問題があつる。そして、さらに、認可後 5 年経過したにもかかわらず、十分な対策が講じられていないのも問題である。今後、早急にこれらの問題を解決しなければならない。

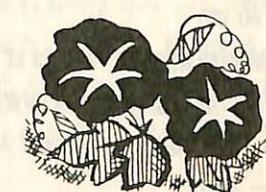
現在、県は、町に対して測量のやり直し=図面のさしかえを指導している。幸い、これらの問題については、登記所も協力的であり、登記手続について全面的に指導が受けられる予定な

ので、測量さえ正しく行なわれるなら、近い将来、必ずこの問題は解決できるであろう。

5. 残された問題

図面が是正されたとしても、整備計画書と新図面との間の整合性が問題となる。私は、整備計画書と嘱託登記を一応切離して考え、認可を受けた整備計画書はそのまま有効なものとして扱つて、登記嘱託においてのみ訂正した図面を用いたいと考えている。しかし、このような方法が法的にみて有効であろうか。つまり、整備計画書は登記嘱託書に添付しなければならないが、整備計画書の添付図面と登記嘱託書の添付図面は当然一致しなければならない。それにもかかわらず、異なる図面を提出した場合、登記所はこれを受理できるであろうか。

認可した整備計画書の変更申請とか、整備計画書の認可の取消などができるればよいが、認可は、整備計画書に誤りがないことを前提としているから、このような手続はないものと思われる。ここで、整備計画書だけを差しかえするという方法がとれないだろうか。ただ、この場合、赤線道等を除外して測量を行なうと、面積の増減が生ずるだけでなく、分筆後の筆数も増え、単に図面だけでなく、計画書そのものに影響がでてくる。一度、認可という行政処分が行なわれた後、その整備計画書まで差しかえることが許されるだろうか。



部落有林野をめぐる訴訟

—入会権の主張のない裁判を中心として—

西南学院大学法学部 江淵 武彦

1. まえがき

実質入会地に関する裁判の中で、当該山林につき当事者によって入会権の主張が行なわれず、「部落有」財産として争われる場合がある。これは、入会地が通常部落有地と呼ばれて、一定の山林等が、部落という特定の団体の所有物として観念されることが多いためである。このような部落有の財産をめぐる争いに対し、裁判所は、たとえ入会権の主張がなくても、係争地を実質的に当該部落（または部落所在の任意組合）の財産として保護している場合もあるが、中には入会権の主張がないために訴えを提起した部落が敗れたとみられる事例もある。そこで、入会権の主張のない（実質入会地に関する）裁判例のうち、山林原野を中心となった例をとりあげ、若干の現地調査の結果にもとづき、入会地が部落等の入会集団の財産として守られた例とそうでない例を紹介したい。

2. 事例の紹介

ここでは、次の4例を検討したい。

- (1) 福岡高判昭和45年2月26日（中尾英俊編「入会地にかんする最高裁判決」232頁）
- (2) 福岡高判昭和48年10月31日（判例タイムズ303号166頁）
- (3) 大阪高判昭和48年11月16日（判例時報750号60頁）
- (4) 最判昭和55年12月23日（判例集等未登載。ただし第1審津地四日市支判昭和42年6月12日は「民法総合判例研究〔入会権〕(1)」（一粒社I-47頁）

(1)は、外来の非農家の増加した部落（熊本県

人吉市薩摩瀬）における、外来者と在来の住民との争いである。明治初年に官没された部落有地が、明治31年に部落へ売渡されたところ、大正10年にこの土地が村有として統一され（現在は市有）、官行造林が行なわれた。昭和35年以降、その一部が伐採され、分収金の一部が国から市を経て、当該地域内で山組合を組織する在来の住民85名に支払われたところ、組合員でない住民（ほとんど外来の非農家）52名が、右分収金の配分を受ける権利の確認を求める訴えを提起した。原審および控訴審(1)判決とも、分収金配分権者は部落の全住民ではなく、山林の払下げまたは統一の時期に部落に在住した者（山組合員）に限られるとして、訴えを棄却した（最判昭和48年3月13日により本判旨確定）。

(2)も(1)とはほぼ同様の事例である（この事例について、「入会林野」〔公有林野全国協議会〕24号4頁以下に、中尾英俊教授の紹介がある）。もともと1つの組織であった部落（福岡県新宮町下府）に外来の非農家が多く居住するようになったので、在来からの住民（多くは農家）を中心とする第1部落と外来者を中心とする第2部落に分離されたところ、第2部落が第1部落を相手として、昭和10年に国から払下げられた部落有地（在来の住民による代表者名義）が両部落の共有に属することの確認を求める訴えを提起した。原審および控訴審(2)判決は、右土地が在来の住民によって組織される「山組合」の所有物であるという理由で訴えを棄却した（最判昭和49年6月28日により本判旨確定）。

(3)は、部落有地の代表名義人の相続人と部落

との間の所有権争いである。部落（大阪府泉南市兎田）によって管理される土地につき、代表者4名の名義とされていたが、そのうちの1人が死亡したところ、その相続人が相続登記をしてこの土地が名義人だけの財産であると主張するので、部落がこの相続人を相手に、係争地は部落という団体の財産でありその登記は代表者登記にすぎないとして、新代表者への移転登記を求める訴えを提起した。原審および控訴審(3)判決とも、部落の主張通り、係争地が部落財産であることを認め、その請求を認容した。

(4)は、3つの部落（三重県多度町猪飼、北猪飼、古野）で共同で管理されてきた土地に関するものである。このうちの1部落（古野）が山林内の岩石を他に売却して収益を得たので、他の2部落がこの部落を相手に、係争地が3部落の共有に属することの確認、売却代金の配分等を求める訴えを提起した。第1審は、ほぼこの請求を認めたが、控訴審および上告審(4)判決は、これら法人でない3部落には権利主体性がないから、部落が権利主体であることを前提とする係争地の共有権確認請求は失当であるとして、その請求を棄却した。

3. 各判決の意味と問題点

以上、4つの事例において、いずれも積極的な入会権の主張が、裁判の場において行なわれていない。しかし、私の調査によれば、係争地はいずれも入会地と考えられる。そこで、この調査結果にもとづいて、各事例につき、若干の問題点を指摘しておきたい。

まず、外来の非農家と入会権者の間の争いというべき(1)、(2)の場合、いずれも、結果としては入会集団（山組合）の保護が図られている。この種の紛争は、急激に外来者が増加した地域に時おりみられるが、この2つの裁判で、係争地が外来者を含めた部落の財産ではないと判断

されたのは、両地域とも、外来者による入会権の取得を認めないという慣習をもっていたからである。通常、部落というのは、行政の下部組織（同時に住民の自治組織）としての性格をもっているが、部落住民全員が入会権者であれば、この部落が同時に入会集団であるといえる。非農家が地域内に転入して「部落」の住民として認められるというのは、通常は入会集団としての「部落」ではなく、行政の下部組織（および自治組織）としての「部落」の構成員となることを示している。というのは、入会権は、地域内に居住することで自動的に取得できるものではないからである。したがって、入会地がかつて部落の名によって取得されたり、部落有とよばれて管理されてきた経緯があるからといって、外来者が直ちに権利取得できたり、あるいはこのような山林が外来者を含めた「部落」の所有物となるわけではない。これらの判決は、このような点を明らかにしたことで意義深いが、問題は、入会権者側から入会権の主張が行なわれていないため、係争地やその管理主体である各山組の性格が、判決の上で明らかにされなかつたところにある。

(1)の組合は、係争地（市有入会地）のほか、記名共有名義にもとづく共有入会地約40haを有するが、登記上の共有持分が他に流れるおそれがでてきたり、組合の中で、転出者の権利を喪失させるのは無理ではないかといった意識ができるなど、記名共有登記のもつ欠陥が表面化しつつある。そのため、係争地が入会地であることが明らかにされるべきであった。(2)の場合、裁判以後、当該組合において、転出失権、新規加入ができないことなどの慣習が公正証書によって成文化されているので、まだ問題は少ない方だといえる。

(3)の事件は、登記をめぐる入会紛争であった

が、入会権の主張がなくても、一応は入会地の保護が図られている。しかし、今後の問題は、(2)の地域のように、外来的非農家が増加してきたらどうするか、という点にある。今のところは、部落内に外来的非農家はそれほど多くないが、この部落は、大阪市の近郊に位置するため、今後、この地域が住宅地化することが予想される。そのため、(2)と同様の紛争を生じないとはいえない。また、地価の上昇により、右山林の売却の気運が強くなっているが、将来、これが売却された場合、例えば転出者との間で紛争を生ずるおそれもないではない。もとより、この部落内で、かなりの数の離農者がでているが、地域の脱農化はつねに入会慣習の弛緩をもたらすおそれがあるので、このような問題を防止するためにも、慣習を再確認し、明確にしておく必要がある。

4つの事例のうち、最も問題があるのは(4)である。この判決は、要するに、当該部落には法人格がなく、権利主体性がないので財産の所有権を主張できないというのである(控訴審判決は、傍論として、このような場合には部落ではなく構成員が全員で争うべきだとする)。法人でない団体が財産の所有主体となれないという理論は、全く誤った形式論にすぎないが、このような不当な理由で訴えが退けられたのは、ひとつには、原告部落による入会権の主張(この場合には係争地が3部落による村々入会地であることの主張がなかったところにも原因がある。

入会集団としての部落には入会地についての法主体性が存することは明らかであるから、仮に原告部落に入会権の主張があれば、裁判所はこれに対応して、係争地が3部落で共同管理されてきた事実があるかどうかの実質審理を開始せざるを得なかつたはずである。

4. 結び

実質上、入会地をめぐる裁判の場で、入会権の主張が当事者によって行なわれなくても、入会地が守られるという例はありうる。しかし、つねにそうだとはいえないことは、(4)事例をみれば明らかであろう。

もとより、入会地について争いを生ずることは、入会集団にとって幸福なことではない。しかし、仮に法廷で争われるようになった場合、裁判所に入会権の存在を認めさせることによって、部落有地が入会地であることを判決の上で明かにできる機会だともいえる。だが、その場合に、入会権の主張をしないのは、この機会を逃がしてしまうことになり、同時に裁判上、きわめて不利となる。仮にそれで入会集団が救済されても、将来に問題を残すおそれもある。

これまでみてきた裁判例で、当事者が入会権の主張をしなかったのは、入会権に対する十分な理解がなかったのかもしれないが、入会地を守る最良の方法は、入会権の性格を正しく理解するとともに、入会地が集団的な財産であることをはっきりと認識し、その慣習を明確にしておくことであろう。

〈シンポジウム〉

司会 矢野達雄(愛媛大学法文学部)
山口節(宮崎県林産課)

発言者(発言順)

佐藤 英男(熊本県南小国町)	酒井 利幸(大分県九重町)
浜田 康裕(佐賀県唐津市)	岡森 昭則(九州大学農学部)
篠原 武夫(琉球大学農学部)	青木 光夫(高知県梼原町)
山上 三郎(佐賀県生産森林組合協議会)	小味 章秀(高知県林業課)
上田 実(九州大学農学部)	昭山 匡敦(山口県治山課)
永尾 仁志(鹿児島県林業振興課)	三宅 浩志(福岡県桂川町)
堺 正紘(九州大学農学部)	足立 紀彦(大分県林政課)
日高久喜太郎(宮崎県入会林野整備推進対策協議会)	江崎 浩二(福岡県林政課)
山下 一成(広島県林政課)	吉村 健美(鳥取県倉吉地方農林振興局)
広井 睦生(岡山県林政課)	姫野 聖剛(熊本県蘇陽町)
松原 功(山口県椎茸農業協同組合)	平原 菊夫(大分県林政課)
中尾 英俊(西南学院大学法学部)	西森 正信(高知県木材振興課)
渡部 弘明(島根県林政課)	友利 伸也(沖縄県林務課)
松本 正光(長崎県林務課)	江淵 武彦(西南学院大学法学部)
洲浜 寿晴(島根県林政課)	長浜 安雄(鹿児島県林業振興課)
関 隆(高知県林業課)	谷端 省三(長崎県長崎林業事務所)
藤井 浩二(愛媛県林政課)	田村 四郎(熊本県山江村)

くはじめに

司会(矢野) 本会での4つの問題提起は、大きく分けて、前半の2つが生産森林組合の現状と課題、後半の2つが主として法律問題に関する報告であった。以下、この2つに分けて討議を進めたい。

I 生産森林組合の現状と課題

〈入会整備と林野からの収入〉

司会(山口) まず最初に、生産森林組合の運

営上の問題から入りたい。

(佐藤) 浜田さんの報告の中で、唐津市の場合、入会地からの収入は、将来4~50年先にも見込みがない旨の発言があり、入会整備をしても先行の見通しが暗いという印象を受けた。このことは佐賀県に限ったことではない。そこで、整備中の組合が150件、未整備のものが182件あるようだが、後者がなぜこう残っているのか。収入の見込みがないという発言を基礎にすると、今後どのように入会整備の進め方をお考えなのか。

(浜田) 整備の目的として、まず不明確な入会権を近代的な所有権に転換させ、登記簿上これを明確にする、という基本方針は有している。生産森林組合をつくっても将来の見込みが全くないと発言したわけではなく、収入は将来当然に出てくるとは思ふ。それまでの間、どうやって乗り切って行ったらよいのか、逆にお教え願いたい。収入が全くないという現状は10年くらいは続くと思う。

(篠原) 唐津市においては、山田農事組合以外、全て生産森林組合という形で整備が進められているようだが、整備中および未整備のものを合わせると、面積で約330haになる。これらの整備のやり方としては、個人分割や農事法人、あるいは、各種林産物を目的とした共有形態による利用とか、様々な短期収入を目的とした利用形態を考えられた方がよいのではないか。また、以下は質問だが、山田農事組合が現に農業を行なっているのか、さらに佐賀方式とはどのようなものか、それが唐津市の生産森林組合とどのように関係しているのか。

(浜田) 短期収入を目的とした利用として、唐津市では、補助事業などにより、くぬぎ等椎茸原木生産を行なっている。そのほか、造林補助金制度も導入しているが、確かに短期収入の途を開くしか方法がないと思う。山田農事組合においても農地経営を含めた複合経営が望ましいと思う。佐賀方式については、県コンサルタントの山上さんの方から説明をお願いしたい。

(山上) 従来より、入会整備にあたっては、整備組合自体が整備計画書を作成するのが一般的だった。佐賀県でも昭和43年頃まではそのようにしていたが、整備事業が進まないので、当時県の担当者であった星野さんの提案により、整備組合の協議会を発足させ、そこに専門的な職員を配置し、整備計画書を集中的に委託する

という方法がとられるようになった。これがいわゆる佐賀方式である。なお、篠原先生の質問は、山田農事組合がなにゆえに農事組合となつたのか、という趣旨であったかと思うので補足しておきたい。これは、従来、入会林野であった土地に国営の上場開発事業が実施されてきたが、山田地区はその中に含まれていたからであり、その農地と山林を含めて農事組合が設立された。将来、この地区において、農作物による収入が考えられている。

(上田) 生産森林組合の経営は、用材一辺倒ではなく、森林の農業的経営を考える必要がある。とくに、最近注目されているのは、椎茸原木育成等であるが、この点、鹿児島県では、どのように考えられているか。

(永尾) 鹿児島県では、このような利用はあまり盛んではないが、栗園を経営している地区が1か所ある。もっとも、現在のところは育成中で収益をあげるに至っていない。また、最も新しい組合で、山林全体がくぬぎ林だということがある。このような例は県下62組合中、はじめてのことと、経常的な収入の途を開くものとして期待されている。その他の組合は、概ね薪炭材の販売を行なっている。変わったところでは、茶の生産地にある生産森林組合で、茶の木の下に敷く敷きわらの代用品として、下草を売却し、収益を得ている地区もある。その他、林業外の事業だが、空港のそばにある組合が所有地を駐車場として貸付けている例がある。しかし、多くの組合において、林地がまとまっていないとか、生産が困難な林地しかもっていないとか、多角的利用がなかなか難しいのが現状だ。

(堺) 本会会報10号の一番うしろに、事業収益のあった生産森林組合の割合に関する全国地図が掲載されている。これによると、驚くこと

に50%以上の組合で事業収益があったという県が西日本地区に2県ある。宮崎県と鹿児島県がそれだ。その他、30ないし40%台の県が、大分県、岡山県、広島県となっている。先程の話からすると、収入が全くないといわれているが、3割、4割というのは、かなり高い割合ではないか。このような組合の内容を教えて頂ければ参考になるのではないか。ちなみに、佐賀県の場合、15%未満という全国一低い方に入っているが、このような違いについてご報告願いたい。

(永尾) 鹿児島県の場合、確かに事業収益をあげた組合は半分近くある。その中で100万円以上の収益をあげたのは、5組合となっている。もっとも、この5組合の中には、組合経費捻出のため、土地を立木とも売却した例が多く含まれる。その他、20~30万円の収益をあげた組合がけっこうある。これらの収入源はほとんど間伐材売却による。ほか、1~2万円というものは、ほとんど薪炭材売却によるものだ。

(日高) 宮崎県下の生産森林組合のうち、活動に活動している地区は、2、3か所にすぎない。これらの組合は、整備以前、すでに80%ほど造林が進んでおり、かつ1,000町歩近い面積をもっているきわめて裕福な組合といえる。整備前は、各権利者が全員銀行口座をもち、収益金はこの口座へ預金するという形で個人配分が行なわれてきた。整備直前は、各口座に300万円ほどあったといわれている。その他の組合では、欠損もないが収益もないという状態であり、経営費などは組合員各自からの借用という形をとる所が多い。

司会(山口) 宮崎県の問題について補足したい。現在、県下の生産森林組合数は66で、その平均所有面積は180町歩となっている。しかし、複合、多角的経営をしているところはない。質問にうつりますが、広井さんに対して、山下さ

んから岡山県における整備後の利用形態に関する質問がでている。

(山下) 岡山県における整備追跡調査によれば、生産森林組合以外のものが16.6%となっているが、これはどのような形態か。

(広井) これらは、最近の例ではなく、昭和40年代前半に整備されたものだが、法人を設立せず、牧野組合あるいは任意組合といった任意組合を設けて経営が行なわれている。

〈亜熱帯地域の生産森林組合の経営状況〉

(篠原) 沖縄県でも入会林野整備が進められている。周知の通り沖縄は亜熱帯的な林業形態で、本土のように杉や桧がない。そのため、今のところ、植林事業を中心とする生産森林組合設立を目的とした整備はまだ行なわれていない。そこで、同じ亜熱帯地域である種子島、屋久島、奄美群島における生産森林組合の状況等を紹介して頂きたい。

(永尾) 鹿児島県下の離島においては、現在、生産森林組合が徳之島および奄美本島の宇検村というところに1つづつある。県下全域では62組合があり、その中に1つだけ休眠組合があるが、それは徳之島にある組合だ。この組合では、まだ造林も行なわれていないが、今後は事業開始したいという話であった。その後の徳之島の情報は入っていない。もう1つの奄美本島における組合では、毎年、当地独特の樹木の造林が行なわれている。ここは、以前より裕福な部落であり、経理上問題なしとはいえないかもしれないが、一応は黒字経営のようだ。

〈入会集団の公益法人化について〉

(松原) 実際問題として、生産森林組合が組織されて分取造林が行なわれている場合、分取金額が大きくなつたために個人配当が行なわれず、部落

の公益費にあてられる例が多い。このような場合、その集団は公益を目的としているという気がする。生産森林組合設立後は税法上の問題が生ずるが、実質的に公益を目的とするような場合は、入会整備によって個人分割化した財産につき、公益法人化し、その上で公団なり公社なりに分収造林をさせるという方式をとった方がよりすっきりするのではないか。これは入会の法律論からいえばおかしい点があるかもしれないが、現実問題として、このような方法がとれないだろうか。実例としては、萩市が昭和28年に旧山田村等を合併吸収した際に、同地域の部落有林野につき、山田斎生会という公益法人が設立され、山口県林業公社が分収造林をした例がある。

司会（山口） 生産森林組合以外の法人、たとえば農事組合や財団法人などが設立され、経営的にもうまくいっている例があったら、どなたか紹介してほしい。

（中尾） 入会整備後、公益法人を設立するに際しては、①公益法人設立に関する知事の許可が得られるか、②あるいは公益法人や会社設立については、現行制度下では共有名義までしか嘱託登記ができず、後は自力で出捐、出資の登記をしなければならない、③公益法人設立後は、税金はかかるないが、収益を個人配当できない、といった問題がある。とくに③の問題について詳しく述べておきたい。

昨年から、林野庁において、高度利用事業終了後の問題を討議する委員会が設けられている。そこで、生産森林組合の短所として、収益金を部落の公益費に使えないという点があげられている。私もこの委員会で、現在の生産森林組合においても、地元に対する公益費の支出ができるよう、立法的解決ができないか、という意見を出した。先ほど松原さんが指摘されたように、

収益を公益費に使うのは非常によい。しかし、公益法人化をすれば、今度は生産森林組合の場合とは逆に、個人配当ができないという問題が出てくる。生産森林組合以外の法人化の例をあげると、昨年の本会開催地である隠岐島において公益法人化された例が非常に多い。これに対して、会社形態によるものは、九州では4例か5例、たとえば佐賀県富士町における合名会社名義の入会林野があげられる程度だ。この富士町の例を紹介すると、分収造林をするためやむをえず部落有林野の一部につき合名会社を設立しその名義にし、残りはその後に入会整備により生産森林組合がつくられた。しかし、その後、この2つの組織の運営が大変だということで、合名会社が解散されている。現在、九州では、平戸と奄美大島に若干残っていると思う。また、広島県西部にもあったと思う。

（渡部） 私も隠岐に財団法人や会社が設立された例を知っているが、実態ははっきりつかんでいない。

〈整備の指導方針について〉

（松本） 長崎県では、生産森林組合の活動につき、なかなか実績が上っていない。とくに県下の離島地区では、過疎化あるいは組合員の高齢化のため、経営に困窮している。自分たちの生活そのものに困窮をきたしている状況の中で、森林経営をどうするか、非常に悩んでいるのが現状だ。このような地域に対して、私たちがどのような考え方をもって指導してゆけばよいか。

（永尾） 森林組合の育成案の中で、地域林業共有体というものがあった。その中で、特定の森林組合ならびに生産森林組合をピックアップして継続的な調査を行ない、これにもとづいて指導が行なわれることになっている。すでにこの継続調査も終ろうとしているが、現在のこと

ろ、鹿児島県では、まだ統一的指導方針はたてられていない。また、高知県や佐賀県のような生産森林組合連合会あるいは連絡協議会といったものも、鹿児島県では設けられていない。

司会（山口） 島根県では、入会林野整備担当者と生産森林組合担当者が同一だということだったが。

（洲浜） 島根県では、たまたま森林組合係の方で、組合の指導と入会整備事務を行なっているが、組合運営については、同じような悩みをもたれている。それは、（多角経営の部分でも問題とされたように）短期収入がないといった問題が中心だが、もはや組合の解散しかないという声も聞いた。このような問題について、統一的な指導方針というものは島根県においてもたてられていないが、生産森林組合に関する法令、あるいは経理の例題を掲載したパンフレットを作成しており、組合運営上の問題点につき、質疑の形で解説している。その他、県としては、年に1回、組合の役員と接触し、組合の業務の実情や悩みなどを聴取するよう努めている。

（関） 高知県の方でも、県下168の組合に対して一斉調査をしたが、回収状態が悪く、実態はあまりつかめていない。収益を上げている組合は、10組合に満たないようで、問題の多い組合がきわめて多い。高知県でも、島根県の出されているパンフレットを参考にしたい。

（堺） 問題は、どのような最低基準をつくるかにあると思う。その場合、指導の手引ということしていくと、実務的には、経理関係を誰がどういう形で世話をしゆくか、これが皆さん生産森林組合を経営してゆく上で悩まるところだと思う。これについて例をあげると、佐賀県のように、生産森林組合連絡協議会で決算書類の作成にあたっている（いわゆる佐賀方式）とか、鹿児島県のように、最低の帳簿をそろえて

おけば、県がお世話をするとか、大分県九重町のように、確かに森林組合がお世話をするというようなケースがある。つまり、組合は、経理事務についての最低の作業はして下さい、それ以上の問題については、必要書類はどこかで調整します、ということにしておけば、組合役員の負担感は、相当軽くなるのではないか。そして、そのところを、できるだけ安い経費で、県や市町村、森林組合などで手当をして頂ければ、その他の費用をどうやって捻出するかという問題は、生産森林組合に任せ、当座は組合員から借金をするとか、補助金を利用するとか、あるいは5年に1度は間伐を行ない、その収入をためておくとか、どうにかやっていけると思う。もし、指導方針をつくるなら、最低の経理事務のところだけをおさえ、それでも法人というものは何とかやっていけるのだ、という点を明確にする、そういうところではないか。

（藤井） 愛媛県下113の生産森林組合中、自力で経理ができない組合も多い。先程、県への経理の委託の話もでていたが、より身近かな森林組合へ委託するというのも一つの方法ではないか。

（酒井） 九重町では、当初、町の方で協議会をつくり、生産森林組合の経営に関して、町職員が森林組合に正職員として入り、町協議会と一緒に運営にあたってきた。これも一種の委託方式だと思う。

〈税金等の問題〉

（佐藤） 生産森林組合の運営につき、木材価格の変動などにより、先行きが暗くなつたという状態をどうすればよいのか。組合の解散の話もでていたようだが、収入もないのに税金を払って組合を運営しなければならないのなら、前の方がよかつたという地元の気持ちもよくわか

るが。

(永尾) 税金の問題については、鹿児島県の例では、保安林指定により固定資産税が免除されている地域も多い。住民税については、税額をおさえるため、減資に踏み切ったところもある。しかし、生産森林組合の一斉調査をした際に、解散を希望する組合があったことは事実だ。

(堺) 解散を希望する組合に特徴的な点はあるか。

(永尾) 経営面積が狭いとか、活動を行なっていないといったことが理由ではなく、逆に、役員が熱心な組合にこのような希望ができる場合がある。つまり、現役員が高齢のため役員交代を望んだところ、後任者がないため、もはや解散しかないというのだ。この場合、多分に後継者不足の問題を含んでいると思う。それ以外にも、たとえば組合員が出役に出てこないといった悩みをもつ組合もある。乱暴な意見だが、経営意欲のないところは解散した方がよいのではないか。たとえ現在の収入がなくても、将来の収益を目標に意欲を有しているという場合は別だが。

(岡森) 法人住民税の問題や、出役不参加の問題など、組合の運営が相当きついことは事実だ。このような状況下において、組合の運営の中で、真に金銭的な計画がたてうるかどうかが問題だろう。この問題は、組合の解散の是非を問うところまでできていると思う。経済的にみて、組合存続の是非を考え、そろばんをはじくことも考えるべきではないか。

(青木) 植原町は91%が山林で、生産森林組合は5つあるが、解散の話など全くでていない。先程から税金の問題がだされているが、生産森林組合は事務所をもたなかつたら住民税につき課税対象外となるという制度を利用して、60年度から植原町では課税していない。あるいは、

各種の手続などについては、森林組合の方でやってもらっている。固定資産税の面について、保安林にしたらよいという意見もあったが、間伐が必要となった場合、問題が生じないだろうか。それはともかく、植原町の生産森林組合は、町との協力により苦しいながらもなんとかその場その場を切り抜けてきた。生産森林組合の運営が厳しい状況にあることは事実だが、解散という結論を導く前に、何か方法を行政と一緒に模索してみるべきではないか。この点、県と市町村の担当者の考え方にはギャップを感じるが。

司会(山口) 今の話の中にあった住民税免除の点につき、詳しく伺いたい。

(青木) 一般に、生産森林組合の場合、固有の家屋をもって事務所を設けていることはほとんどなく、実際は便宜的に組合長の自宅などにおかれている。これが事務所としてみなされないという場合、課税されない。この点は、細い手続きの段階で、各方面と合意に達する必要があろう。課税減免の制度を利用すると、地方交付税が減るから、市町村としても困る。そこで、この課税の免除の制度を利用するのが望ましいと思う。

(松本) 市町村民税はそれでよいとして、県民税の方は、高知県の場合どのように扱われているか。

(小味) 県の方としては、とにかく課税するのは林業課ではないわけだが、実際にはこのような場合、課税していないようだ。

(佐藤) 具体的に、事務所とみなす、みなさないというところをもう少し詳しく伺いたい。

(青木) 課税対象の条件として、事務所がそれに入っているが、組合固有の事務所ではなく、組合長等の役員宅が事実上事務所として利用されている場合、それを事務所としてみなさないということだ。その辺の判断は依命通達による

が、このような通達を十分に利用すべきだろう。

(関) 高知県の場合、昨年3月時点で林業課と税務課が話し合い、実態をみてゆこうということで、税務課が調査したようだ。その調査の結果にもとづき、ケースバイケースで対応しているようだ。

(昭山) 減免についてだが、今年の1月に自治省より、事業収益がない生産森林組合の取扱いは最終的には市町村の裁量となり、減免措置をとっても地方自治法上の問題は生じない、という見解が出されたようだ。公式的見解かどうかは不明だが。山口県の場合、1町だけこの措置をとろうとしている地区があり、また他県においてもその例があるときいている。

〈生産森林組合と分収林〉

(洲浜) 現在、生産森林組合において、山林のほとんど全部を分収林に出しているところが多く、さらに組合運営も森林組合に委託するという例が今後ふえるだろう。これは、生産森林組合が設立されて、かなりの年月がたち、そろそろ世代交替の時期に入ってきたこととも関係する。現実には、後継者不足のため、事業に従事できる組合員が少なくなってきた。先程の永尾さんの話では、80%以上を分収林に出しているところがあるという。しかし、山林の有効利用という点を厳密にみれば、所有山林の過半数を分収林に出すというのは、行政指導を行なう立場からみると好ましくないのではないか。

(永尾) 当初は、林野庁の見解も、過半数を超える分収林は好ましくないというものだった。しかし、これでは時代にそぐわないという意見が出され、林野庁の方もそのあたりは柔軟になってきているようだ。もっとも、かなり早い時期に設立された組合の中には、設立と同時に100%

%近く分収林に出しているところもある。鹿児島県の場合、組合が単なる土地提供者にすぎないという場合も多いが、これは、組合法上からも問題が出てくる可能性はある。ただ、自分達で植林が困難な土地については、積極的に分収林に出してもいいのではないか。また、相當に技術を要する間伐などをはじめとして、森林組合に依存せざるをえないのではないか。

〈農林省名義の入会地の整備方法〉

(三宅) 現在、福岡県桂川町において、農林省名義の土地に関し、入会整備申請書が提出されているが、この土地をどのような方法で整備したらよいか。

(中尾) それはどういう土地か、未墾地買収による所属替なのか。

(三宅) 採草放牧地として利用されているが。(中尾) 農林省のものとなる前はどうなっていたのか。また現況は入会地か。

(三宅) 以前の状況ははっきりしないが、現況は入会地であり、財産組合という任意団体をつくっている。今後は植林を希望している。

(中尾) 町がその土地を入会地であると認めているのは、それがもともと部落有入会地であったからだろう。おそらくそれが未墾地買収によって国に買収され、開拓者等に移転されないまま現在に至ったと推測される。とすると、本来、それは未墾地買収すべき土地ではなかったという解釈をとるべきで、この場合、農政局と協議し、その旨の了解をとりつける必要がある。もっとも、林野庁において、未墾地買収処分を受けた土地については、一切の権利が消滅するという公定解釈がある。これにより、林野庁はこのような土地については入会権が消滅したという解釈をしていた。しかし、買収後も依然として、地元民の入会利用が続けられる場合

もある。その場合は、入会整備してもよろしいというように変わってきてている。したがって、当地の沿革と実態を踏まえ、先に述べたように、農政局と協議すべきである。

〈造林地の整備の是非〉

(足立) 中尾先生に「すでに分収契約によりすべて植林されている入会地を整備できるか」をおたずねしたい。

(中尾) できると思うが、何のために整備するのか。

(足立) 整備をしなければ、たとえば再造林がスムーズに行くかどうか、という問題がある。

(中尾) 植林されて有効利用されている入会地につき整備をする実益があるかどうかという問題となろう。様々な場合が考えられるが、たとえば、第1に、山林所有名義人が現実の権利者と異なっているため地上権登記ができないため、整備が必要だという場合があろう。第2に、将来の紛争を防止するために、名義人と権利者を一致させるため整備をするという場合もある。つまり、何らかの実益があれば、整備してもかまわないと思われるが、第2のような場合、必ずしも整備は必要ないだろう。

というのは、紛争防止という観点からすれば、入会慣習を成文化するなどして明確にしておけば足りるからだ。一般に、入会権は不安定な権利だと考えられがちだが、入会慣習は国家法としての性格をもっており、しかもこれを登記なくしてすべての人に主張できるから、これほど強い権利はないといふ。入会権者がそれでも不安を感じ、どうしても整備して生産森林組合をつくりたいという場合、どうなのかということになる。その場合、100%自力造林または、組合が造林者となる公団造林なら問題ないが、公社造林等であればやはり問題はあろう。しか

し、それでも山林を遊ばせておくより、植林した方がよいという見方もあり、その辺は価値判断の問題だ。足立さんのいわれる分収林地に関する入会整備については、多少問題はあるが、入会整備をする実益中心として判断すべきだ。

〈減資による節税〉

(江崎) 先程、永尾さんより、減資をして納税額を切下げたという話があったが、福岡県でもこの点の相談を受けている。生産森林組合の減資については、森林組合法41条、100条によってこれが認められており、また模範定款令18条により、「やむを得ない理由」がある場合、これが認められることになっている。この「やむを得ない理由」というのは、たとえば組合資産を処分して借金を払う必要がある場合などであり、納税が困難だという場合にまで広げられるかという問題があり、苦慮している。この点、鹿児島県はどのように処理しているか。

(永尾) 減資については、組合が減資する場合と、組合員が減口する場合がある。鹿児島県の例は後者だ。つまり、組合員各自が個人的理由により減口し、これによって組合が減資したことと同様の結果となったという形になっている。

(吉村) 生産森林組合においては、現物出資の関係と金銭出資の関係があるが、鹿児島県の例において組合員が減口をしたというのは、どちらに關係するものか。

(永尾) 今度の決算書で分ったことだが、現物出資の方だ。

(吉村) 現物出資の場合については、評価の形できちっとでいるわけだ。そうなると、山林が評価額となってあらわれてくると思うが。

(永尾) 最初に行なわれた出資が現物であろうと金銭であろうと、以後の出資につき、増減

は当然に考えられる。たとえば、現物出資者が脱退した場合どうするか。この場合、山林評価を減らすということはしないはずだ。つまり、出資そのものと、一担出資した現物とは切離して考えないと組合は動きがとれない。一応、出どころの名前から現物出資はこれだけの額だといつても、それが現在の山林の評価額をあらわすとはいえない。減資や増資があった場合の変動は当然あらわれてくる。

II 入会地および整備に関する法律問題

〈測量不良と図面の訂正〉

司会(矢野) 整備計画認可後登記されなかつた事例につき、報告者の広井さんに対して、いくつか質問がでている。まず、事実関係の確認として、姫野さんから「赤線道(里道)は現在使用されているか。使用されていなければ、用途廃止の上、払下げしたらどうか」、また、佐藤さんから「実際、現地にこのような道が存在するのか。なければ図面の間違いとして処理できないか」といった質問がだされている。

(広井) 地元役場の説明によると、当該道路の状況が実際にどうなっているのかわからない。用途廃止と払下げについては、役場の話では、宅地なみ価格になるということで、経費に問題があるという。また、図面の間違いという処理もできなかつた。

(松原) 第一次林構による測量等実施後、整備計画書が全部作成されたのか。その中で当該事例だけが不備になつたのか。形式的に測量を行なって整備計画書らしきものを作成し、そのまま放置している例も多いと思う。山口県では、その後再整備して登記した例もあるが、中にはそのままになっている例もある。この点、岡山県ではどうか。

(広井) 0町での44件の認可例のうち、41件が第一次林構で整備に着手したものだ。第一次林構により調査測量しただけで認可に至っていない地区が残っているが、このような地区については、整備計画をつくらずに、国土調査が入った時点で、登記をすませようと思っている。

司会(矢野) 中尾先生へ「認可済みのまま嘱託登記がされない場合、登記簿が閉鎖されるが、その期間は無関係か」という質問がでている。

(中尾) 何年間台帳閉鎖されているか。

(広井) 昭和55年11月に認可したから、約5年になる。

(中尾) 台帳閉鎖によって不都合はないか。

(広井) 県が嘱託登記しようとしても、計画書と嘱託書に相違点があるのでそれができず、現在、登記は0町名義となっている。そのため、事実上、山林を個人分割しても、個人が売買等をすることができない。

(中尾) あと5年たてば、当事者側から時効による登記を請求するということも、一応は考えられる。

司会(矢野) その他、事実関係に関して何か質問はないか。

(姫野) この事例において、赤線道と里道は同じか。そうすれば、赤線道は国の所有物か。

(広井) そうだ。

(姫野) 現にそれが使用されていないのであれば用途廃止の上払下げを受ければよいし、その価格も査定の山林なみでよいと思うが。

(平原) 赤線道に地番がないようだが。

(広井) 測量自体にずさんな面があり、必要な確認をしていかないかもしれない。

司会(矢野) 事実関係確認から次の問題に入りたい。いずれ再測量しなければならないという意見についてだが、岡森先生より、再測量費用負担者、また、佐川さんより、その事業主体

あるいは経費がない場合の救済策の措置に関して質問がでている。

(広井) 費用は当然、地元役場が負担すべきことになる。費用捻出について、県の方も考えたが、よい方法がみつからない。

司会(矢野) この問題の今後の対応について進めたい。西森さんから「差しかえ等に躊躇する気持ちはわかるが、それもやむをえないのではないか。権利者の側に立った処理を望む」という質問がでている。

(西森) このままでは、登記関係の仕事が進まないので、法務局と協議し、まず書類を戻してもらう必要がある。そして、調査をきちんとして書類を作り直し、法務局に再送付するしかない。経費については、積極的に働きかけないうまく運ばないだろう。

(広井) 法務局の方も、書類差しかえを認めてくれそうなので、その方向で行くべきだと思う。

(吉村) 嘴託登記までの間に、いろいろなミスがわかるわけだが、このミスについて、法務局とどのような詰合いをされているか。鳥取県でも、昭和45年頃に同じようなミスがあった。その時は「願」という形で解決した経緯がある。現在ではこういうことはできないかもしれない。もとより、整備の認可が行なわれているにもかかわらず、その土地の地番がないというわけだが、図面上は各土地の所有者は確定されているはずだ。したがって、その後の登記方法としては、各土地所有者がもらえる土地を〇番と認めておき、一般的の登記をとりあえずしておいて、直ちに分筆登記をするというやり方もある。もっとも、法務局がこのやり方を認めてくれた場合の話だが。

(広井) 法務局の見解としては、新しい図面を作るべきだということだ。

(平原) そもそも、この整備計画は認可されではいるが、第三者との同意の関係で登記の認可要件に瑕疵があり、無効ではないか。したがって、まず必要書類の作成をやり直し、現在の計画を知事が取消し、新しく出発し直すべきではないか。

司会(矢野) 平原さんの意見は、新たに測量して作成した図面を差しかえるだけではだめだ、ということか。

(平原) 整備計画自体が無効ということだ。

(吉村) 私は、それは逆じゃないかと思う。この事例は、図面上の地番の所有者の同意は得られているのであり、たまたま図面に他人の土地が入っていたというものだ。この土地については、整備の効力が及んでいないと考えられる。したがって、図面の訂正で足りるのではないか。

(広井) 法務局の方としては、県が認可の取消をするのが一番よいという言い方をするが、県の方としては、できるならば全部無効として扱いたくないという気持ちだ。

司会(矢野) 問題を整理すると、認可された整備計画書と添付された図面とが一体のものであり、図面に誤りがあれば整備計画そのものが無効となるか、あるいは、そうではなく、図面の訂正で足りるかどうか、ということになる。

(日高) 私は、法務局と協議し、測量をやりなおして図面を訂正するに留めた方が無難だと思う。

(中尾) 知事の方が、明らかに瑕疵があったとして計画を取り下げ、申請をやり直すというであれば、法務局としては問題ないだろう。問題は、県としてそれができるかというところにある。先程、私が時効について述べたのは、この方法なら県に傷がつかないと思うからだ。

(友利) 登記の問題については、沖縄県においても参考にさせて頂きたいと思う。

〈林野統一と入会権の存続〉

(松原) 江淵さんに「人吉市薩摩瀬地区の事例において、当該山林が明治期に当時の部落に売払われたのは、国有林野下戻法にもとづくものか」をおたずねしたい。

(江淵) 下戻法ではなく、明治40年に国有地不要存置処分にもとづいて売払われている。

(松原) 私は、一般には部落有林野統一事業によって市町村有林になった山林については、入会権が排除されたものと考えてきた。ただ、中には、統一後も地元住民が入会利用を現実に続けた例もあり、実際には、林野統一は表面的なものだという感じを受けるが。

(江淵) 林野統一に際しては、統一条件といったものが付せられ、一定の利用権が地元住民に認められることが多い。この薩摩瀬地区の事例においては、公有林野官行造林契約中、当時の西瀬村に対して支払われる分収金の半分を地元住民に交付するという取決めがある。私は、これが地元住民の入会権の留保だと考えている。

(松原) 山口県の場合、官行造林地や県行造林地につき、そのような入会権が表面に出てきていないこともあるようで、その場合、市町村が入会権の存在を認識していないこともあるようだ。

司会(矢野) 林野統一に関して、一般に誤解があるようなので、少し説明しておきたい。明治22年市町村制にともない、内務省は、部落有林野を新市町村財産に統一しようとする意向をもっていたが、明治43年、日露戦争にともなう地方財政悪化に対応するため、この統一事業を進める行政指導を行なうようになった。当初は、統一については、無償、無条件が原則とされたが、抵抗が強く事業が進行しなかったので、大正7年に、有償、条件付統一を認めるようになった。これにより、統一事業は進行するようになった。

なった。したがって、山林が統一によって市町村有財産となつたからといって、ただちに入会権が消滅したとはいえない。これを判断するには、統一協定書等を検討する必要があるが、實際には地元住民の入会権が残された事例というものはないかとされる。もう一つ、中尾先生から、「人吉市の事件において入会権の主張がなかったのは、市有官行造林地であったため、それが入会地であるという認識がなかつたからではないか」という質問がでている。

(中尾) 高知県梼原町において、町有官行造林地の分収金配分をめぐり、大字と大字を構成する部落の間で争われている。この地域では、国が分収金を町に交付し、さらに、これを町と旧所有者、つまり入会集団たる部落もしくは大字が分収するという契約が行なわれている。これは裏契約でもなんでもない。ところが、大字による分収金に対する権利主張は、入会権にもとづいているのではない。人吉市における事例も、これと似ているのではないか。つまり、当該山林が市町村有財産に編入され、しかも、官行造林が行なわれた、したがって、すでに入会権は存在しないという認識が当事者にあったのではないか。

(江淵) 判決をみると、被告入会権者らは、自らが金銭負担をして國から払下げを受けた土地を当時の西瀬村に寄附した、その代償が官行造林分収金の地元取得金である、と主張している。したがって、これら入会権者の認識の中に、分収金を受ける権利は過去の山林所有権に関連する何らかの請求権だという考え方があったようで、少なくとも明確に入会権の認識はなかつたように思われる。しかし、現在は、人吉市は官行造林地について、薩摩瀬山組合の入会権が存在すると認識しており、また、地元組合でもこの認識はかなり明確になっている。

(中尾) そうすると、現在、官行造林跡地はどうなっているか。

(江淵) 伐採されたのは、55ha中17haで、その跡地について山組合がくぬぎ等を植林したが、経営を続ける自信がないとして、その部分については入会権が放棄された。残りは従来通りだ。

(中尾) そうすると、この「旧所有権」というものはいつまで続くことになるか。官行造林が伐採されれば、それで終わりになるのが問題となろう。これが入会権だということになると、当事者が合意で、あるいは事実上放棄しない限り残ることになる。官行造林の分収金の地元配分についても、当該造林限りという場合もあるだろうし、そのような特約がなければ、入会権の契約利用という形で存続すると思われるが、この点、人吉の事例ではどうか。

(江淵) 現地でのヒアリングにもとづくものだが、官行造林伐採跡地についても山組合の権利は存続すると認識されている。

(中尾) 入会地に関する裁判例の中には、入会権の主張がなかったため、入会権者が敗訴した例がある。島根県下においてもこの例がみられる。この事例では、当該山林が部落有であるとして争われた。しかし、この場合、部落有といつても部落住民全員が権利者ではなかったので、結局は共有ということになった。このような例は他にもあると思う。

(江淵) 私が報告した事例のうち、(4)が入会権の主張がないために入会権が守られなかつた事例だと思う。

〈入会地をめぐる裁判の方法〉

(長浜) 鹿児島県においても、(4)に似た事例がある。(4)の場合、代表者が訴訟をするという方法がとられていればどうなつただろうか。ま

た、三部落の入会権者全員が訴訟に参加する必要があるか、あるいは一部の者を除外できるのか。

(江淵) 入会権者の代表者が民訴法47条にもとづき、選定当事者となって提訴することは可能だろう。その条件としては、本来、原告となるべき他の入会権者の委任が必要となろう。また、入会権者が共同で提訴することは、もちろん可能だ。もっとも、入会権確認訴訟を提起する場合、全員が訴訟に参加しなければならないという見解があり、この見解については問題のあるところだが、入会権者が一名でも欠けたら訴えが棄却されてしまう可能性がある。(4)事例に即してみると、原被告部落の入会権者は200数十名にのぼる。これらの者のうち一名でも欠けてはならないということになると、大変だろう。(4)の場合部落と部落の間の争いだから、民訴法46条により部落名義で裁判できるというのではなく、意味があることだと思う。それにもかかわらず、(4)判決は事実上の門前払いをするところに重大な問題がある。もっとも、この判決は、部落名で裁判するのがだめだといっているのではなく、部落が共有権すなわち所有権の確認を求めるのがだめだといっている。したがって、それならば少なくとも部落が入会権の確認を求めるることは許されるべきではないかと考えられる。

〈入会慣習の成文化〉

(谷端) 入会権者に対して入会整備の説明をすると、中には、そこまで必要ないので現在の入会慣習を守って行くにはどうしたらよいか、という相談を受けることがある。このような場合、公正証書を利用することができないか。

(江淵) 公正証書作成の細い手続きまでは詳しくないが、(2)の新宮町における事例で、どの

ような内容の記載が行なわれたか紹介しておきたい。当時、(2)事例の入会集団は、当地で単に「山組合」とよばれていたが、裁判が終了した時点で、組織整備をすることになり、名称を正式に「下府浜山共有財産組合」とされた。その規約=入会慣習が公正証書化されたわけだ。内容は、組合の名称、住所、組合員資格、転出失権の原則、新規加入の不許、役員等からなっている。次に、公正証書化した慣習の効力についてだが、本来、入会慣習は成文化されていなくとも、法律と同等の効力があり、不文律として存在しうる。したがって、公正証書化したからといって法的な効力に変化があるわけではない。しかし、仮に入会地について争いとなつた場合、慣習が成文化されていれば、裁判上の立証という面からみて有利だといえよう。しかもそれが公正証書によるものであれば、公証人立会のもとに作成されているわけだから、裁判官に対する信用性は非常に高いということになる。

〈転出者の取扱、および分割利用地の整備上の問題〉

司会(矢野) 足立さんより「①分収契約を數十年前に行ない植林をした入会地において、数年前当時の契約者の一人が転出したが、この場合どのように扱つたらよいか、②個人分割が行なわれている入会地を整備するにはどうしたらよいか」という質問がでている。

(足立) まず、①についてだが、この入会林につき伐期がきた場合、転出者にも収益を配分する必要があるか。転出失権の原則からすると、その必要はないと思うのだが、分収契約により、入会権者が利用できなくなるから、転出者といえど在村当時に権利行使できなかつたというところから、収益の配分請求ができるという余地はないか。

(中尾) その土地が入会地である以上、転出者には当然に権利はない。ただ、現実問題として、相当の収益が入会地から生じた際に、その転出者に知らぬ顔ができるかという問題はある。したがって、気は心といった点から、礼金といった形で金銭を贈るべきだという場合もあると思う。しかし、それが転出者の権利だというわけではない。

(足立) 次に、②についてだが、ある入会地が個人分割利用されており、しかも各人の面積に差が設けられている。部落は、この状態のまま整備を望んでいるが、審査の際に、これら分割面積に差がでてきた点についての証拠書類が必要とはならないか。林野庁は、この点、不要といっているが。

司会(矢野) その土地の整備後の方針はどのようなものか。

(足立) 個人分割の予定だ。

(山上) 権利の集中となるかどうかだが、各人の利用区域については、その面積だけでは内容を把握できないと思う。面積が異なっていても、それぞれの土地の状態などが考慮されて、実質的には平等であるという場合もある。

(足立) たとえば、部落内で売買の慣習があり、一部の者が売買によって入会地の大半につき権利を取得したような場合、真実売買があつたということを証明する書類がなければ、権利の集中と解されるというようなことはないか。

(中尾) 問題は、従来の権利に比べて不当な集中がある場合にそれがいけないというところにあるのではないか。単に権利が集中したらダメだという規定は、近代化法にはなかったと思う。従来の権利関係に差がある場合、やむをえないだろう。もっとも、一人が入会地の8割も権利をもっている場合、これを整備することが適當かどうかは、かなり行政的な判断にならう。

また、一人が8割も持っているといつても、それが必ずしも売買によるとは限らないわけで、一部の有力者が囲い込んでしまうという場合もある。そもそも、入会において、完全な平等というのは、期待できないと思う。したがって、いったい何が不当な集中なのか、という点が問題だ。たとえば、一人が入会地のほぼ全部の権利を買占めて、整備を求めてきた場合、近代化法に抵触するおそれがあると思う。そのあたりは知事が判断する必要があろうが、これまでの沿革がはっきりしていれば、売買にもとづくという証拠はいらないだろう。

(足立) 入会権について、私は、各自の権利は平等であると考えていた。したがって、名人の割山利用面積に差がある場合、そのまま整備することに疑問がある。まず、各人の権利を平等にして、その後、地上権等を設定すべきだということにはならないか。

(中尾) 問題は、入会整備後、個人分割した場合のことだが、本来、個人分割するに際しては、従来の割山の実績に応じて分配するのが普通ではないか。むしろ、各人の持分がそれぞれの割山での実質に応じて決まるところのが当然

のことと思う。もちろん、このような場合であっても、登記簿上は持分に差がなく、全員平等となっていることもあるが、これは必ずしも実態を反映しているわけではない。

司会(矢野) この問題のほかに、何か質問があればだして頂きたい。

〈計画書から逸脱していた入会地の取扱〉

(田村) 熊本県山江村で、整備後、図面にもれていた入会地が存在することがわかったが、今後の対策についてご意見を伺いたい。

(西森) その面積はどのくらいか。それが整備計画書からもれていたということか。

(田村) 面積ははっきりしないが、わずかなものだ。たぶん、測量し忘れたのではないかと思う。

(西森) 参考になるかどうかわからないが、整備する際に、入会地内の道をどうするか問題となった例がある。結局、当時の整備代表者にこの道の所有権を移転し、後に、その代表者が村にこれを寄贈して林道とされた。

〈大會記事〉

西日本入会林野研究会第11回大会は、昭和60年10月15～17日に佐賀県唐津市において、223人の参加を得て開催された。また、地元佐賀県内の生産森林組合の組合員の方々が多数参加された大会であった。

あいにく、最終日の現地見学の途中で雨になってしまったが、佐賀県及び唐津市の関係者の方々の行きとどいたご配慮もあって、会はスムーズに運営されるとともに、極めて充実した研究会となった。

林野庁森林組合課の木下紀喜課長補佐には忙しい中にもかかわらず御出席をいただき、特別講演をいただいた。

(於九州大学農学部)

8. 7 第11回大会の案内状発信
8. 7 会員の確認及び会費の徴集並びに入会林野等担当者名簿について提出依頼(各県幹事)

(2) 会計報告

別紙のとおり

2. 審議事項

(1) 次期開催地

岡山県内の予定で準備を進める
(詳細は運営委員会と地元で協議する)

(2) 役員の選出

① 市町村関係

- (i) 久保 政登(広島県湯来町)→留任
- (ii) 佐藤 英男(熊本県南小国町)→留任
- (iii) 酒井 利幸(大分県九重町)→留任
- (iv) 中越 武美(高知県梼原町)→留任
- (v) 山崎 士(佐賀県唐津市)→留任

② 県関係

- (i) 今久保幸徳(高知県林業課)→留任
- (ii) 広井 瞳生(岡山県林政課)→留任
- (iii) 山口 節(宮崎県林産課)→留任
- (iv) 諸岡 哲夫(佐賀県林務課)→留任
- (v) 渡部 弘明(島根県林政課)→留任

③ 大学関係

- (i) 矢野 達雄(愛媛大学)→留任
- (ii) 北川 泉(島根大学)→留任
- (iii) 中尾 英俊(西南学院大学)→留任
- (iv) 堀 正絃(九州大学)→留任

④ 監事

- (i) 松原 功(山口県椎茸農協)→留任
- (ii) 山上 三郎(佐賀県生森協)→留任

〈総会報告〉

1. 会務報告

(1) 活動日誌

(昭和59年)

9. 26～27 第10回大会(島根県隠岐島
230人)

10. 11 会報第10号原稿募集(役員及び各県幹事)

11. 12 会報第10号原稿依頼(林野庁
森林組合課長他)

12. 7 運営委員会(第11回大会につ
いて、於東京)

12. 7 3地区入会研究会合同連絡会議
(昭和60年)

5月 中(第6号)及び東日本入会研
究会会報第5号を受信

6. 6 第11回大会について現地打ち合
せ会(於唐津市)

6. 15 第11回大会予報発信

7. 25 会報第10号発送

7. 31 第11回大会について打ち合せ

西日本入会林野研究会第10期会計報告

(自 昭和59年9月1日 至 昭和60年8月31日)

項目	前期	本期	摘要
1. 前期繰り越し	135,212	159,613	
2. 会費	160,500	237,500	475人
3. 大会参加費	420,000	459,000	153人
4. その他	2,341	5,577	
収入合計	718,053	861,690	
1. 会報費	226,000	470,000	印刷費400,000
2. 会場係旅費	125,000	185,600	4人
3. 連絡旅費	67,060	103,400	
4. 運営委員会費	0	4,800	
5. 通信費	17,760	31,990	
6. 謝金	65,000	45,000	
7. 事務局費	57,620	92,223	駅銘代40,000
支出合計	558,440	839,953	
次期繰り越し	159,613	21,737	

昭和60年9月13日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊

1986年7月29日印刷

1986年7月30日発行

編集 西日本入会林野研究会

発行 福岡市早良区西新6-2-92(814)
西南学院大学法學部内

TEL(092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社
TEL(092)-721-0769

